天龍製鋸株式會社
TENRYU SAW

第173期　定時株主総会

招集ご通知

開催情報

日時　**2026年６月26日（金曜日）午前10時**
(受付開始は午前９時を予定しております。)

場所　静岡県袋井市高尾1129-1
袋井新産業会館キラット
２階　あきはホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

目次

招集ご通知	……	1
事業報告	……	5
連結計算書類	……	25
計算書類	……	34
監査報告	……	42
株主総会参考書類	……	49
第１号議案　剰余金の処分の件	……	49
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件	…	50

スマート招集
本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
https://p.sokai.jp/5945/

ご来場の際は、必ず末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意願います。

１．株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、株主様の混乱を避けご不便のないようにといった観点から、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に従前どおり書面にてお送りしております。
２．株主総会当日にご出席されない場合は、インターネットまたは同封の議決権行使書のご返送により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
３．ご出席の株主様へのお土産及びお飲み物の提供は取りやめさせていただきますので何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

天龍製鋸株式会社
証券コード：5945

（証券コード　5945）
2026年６月10日
（電子提供措置の開始日　2026年６月３日）

株　主　各　位

静岡県袋井市浅羽3711番地
天龍製鋸株式会社
取締役社長 大　石　高　彰

第173期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第173期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

　本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。
　なお、本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

【当社ウェブサイト】

https://www.tenryu-saw.com/ja/ir/meeting/

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】

https://d.sokai.jp/5945/teiji/

　また、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、３頁から４頁の「議決権行使等についてのご案内」に従って、2026年６月25日（木曜日）午後５時までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1．日　　時　2026年６月26日（金曜日）午前10時

2．場　　所　静岡県袋井市高尾1129-1
袋井新産業会館キラット　２階　あきはホール

3．目的事項
報告事項
1．第173期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2．第173期（2025年４月１日から2026年３月31日まで）
会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
(1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
(2)インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(3)インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
(4)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使等についてのご案内

株主総会ご出席の場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

2026年６月26日(金)
午前10時

株主総会ご欠席の場合

書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご送付ください。

2026年６月25日(木)
午後５時到着分まで

インターネットによる議決権行使

指定の議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、議案に対する賛否をご入力ください。

2026年６月25日(木)
午後５時行使分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

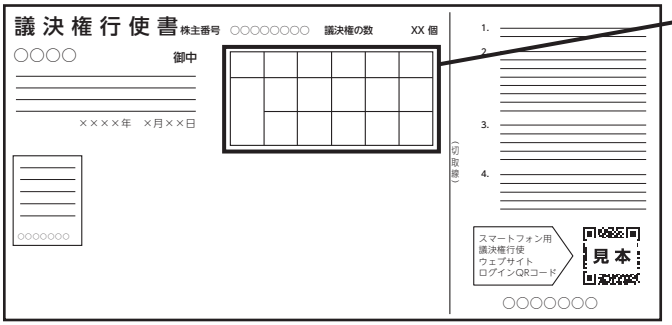

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

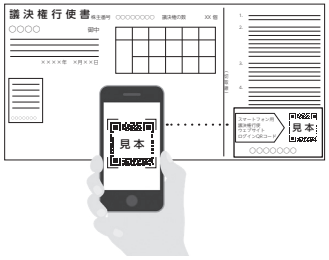

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

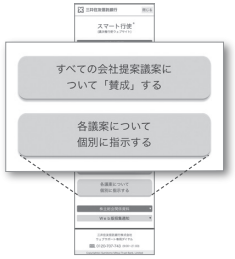

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

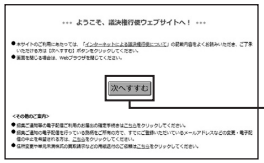

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

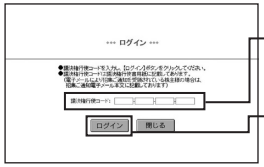

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　ウェブサポート専用ダイヤル
［電話］**0120（652）031**
受付時間　9:00～21:00（土曜、日曜、祝日も受付）

事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、米国では、雇用環境の悪化や物価上昇を背景に個人消費が低迷し、景気は減速基調にあります。欧州では、米国の関税政策の影響により輸出は減少したものの、個人消費が下支えし、景気は緩やかな回復傾向が続いております。中国では、外需の増勢は維持しているものの、不動産市場の低迷や内需の停滞により、景気は足踏み状態にあります。

わが国経済は、一部に弱さが見られるものの、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費が持ち直し、緩やかな回復基調が続いております。

このような状況下、当社グループにおきましては中期経営計画（2024年度～2026年度）の中間年度として、重点戦略である「環境負荷の低減に寄与する新製品の開発」及び「既存技術の向上」を推進するとともに、販売活動の強化に取り組んでまいりました。また、住宅資材用チップソーの需要が堅調に推移したこともあり、当連結会計年度における売上高は13,475百万円（前期比2.6％増）となりました。利益面では、原材料費及び販管費の増加により営業利益は1,735百万円（前期比5.0％減）となりましたが、為替の影響に加え、財務収益の増加などもあり、経常利益は2,190百万円（前期比4.3％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,516百万円（前期比0.7％増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

① 日本

住宅資材用チップソーの販売増加を主因に、売上高は10,779百万円（前期比3.3%増）、セグメント利益（営業利益）は、原材料の高騰や人件費などの経費増加により、619百万円（前期比17.1%減）となりました。

② 中国

住宅資材用チップソーの受注・販売が増加し、売上高は5,139百万円（前期比10.9%増）、セグメント利益（営業利益）は、受注増加に伴う工場稼働率の向上が大きく寄与し、898百万円（前期比35.2%増）となりました。

③ アジア

住宅資材用チップソーの受注・販売が減少し、売上高は1,924百万円（前期比8.4%減）、セグメント利益（営業利益）は、受注減少に伴う工場稼働率の低下や為替の影響により、65百万円（前期比70.7%減）となりました。

④ アメリカ

金属用・住宅資材用チップソーともに販売が減少し、売上高は1,616百万円（前期比4.6%減）、セグメント利益（営業利益）は、米国関税措置などによる仕入コスト増や販管費の増加により、113百万円（前期比42.2%減）となりました。

⑤ ヨーロッパ

金属用・製材木工用チップソーの販売が減少し、売上高は698百万円（前期比2.2%減）、セグメント利益（営業利益）は、仕入コストの増加などにより、27百万円（前期比30.4%減）となりました。

(2) 対処すべき課題

米国の関税政策や中東を始めとする世界各地における地政学的リスクの影響により、経営環境は依然として予断を許さない状況が続くものと見込まれます。

このような状況下、2026年度は、中期経営計画（2024年度～2026年度）の最終年度となり、「グローバル市場に対応する販売・技術サポート体制強化による環境に配慮した製品及び高付加価値製品の拡販」に取り組むとともに、「CO2排出削減を図るための新規設備投資による脱炭素生産の確立」や「人的資本経営、ウェルビーイング経営の実現」を目指してまいります。

(3) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、467百万円であり、その主な内容は、生産設備等の取得です。なお、設備投資の資金調達は、主として自己資金をもって充当しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分＼期別	第170期 (2023年３月期)	第171期 (2024年３月期)	第172期 (2025年３月期)	第173期 (2026年３月期)
売上高 (千円)	13,530,502	11,935,730	13,131,261	13,475,179
営業利益 (千円)	1,736,679	1,242,125	1,826,991	1,735,029
経常利益 (千円)	2,345,753	1,738,003	2,099,426	2,190,327
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,655,055	1,226,803	1,506,382	1,516,718
１株当たり当期純利益 (円)	178.83	132.56	163.23	168.94
総資産 (千円)	34,739,473	37,631,459	40,006,731	42,895,572
純資産 (千円)	31,802,504	34,247,194	36,767,724	39,093,068
１株当たり純資産 (円)	3,436.30	3,700.48	4,047.29	4,376.83

(注) 当社は、2023年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施したため、第170期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分＼期別	第170期 (2023年３月期)	第171期 (2024年３月期)	第172期 (2025年３月期)	第173期 (2026年３月期)
売上高 (千円)	10,593,377	9,744,896	10,430,724	10,779,042
営業利益 (千円)	822,125	756,699	747,836	619,966
経常利益 (千円)	1,556,735	2,311,053	2,067,031	3,209,466
当期純利益 (千円)	1,155,129	1,879,335	1,677,936	2,737,536
１株当たり当期純利益 (円)	124.81	203.07	181.82	304.92
総資産 (千円)	27,648,958	30,871,440	32,095,220	35,694,698
純資産 (千円)	25,608,832	27,869,838	29,175,935	32,187,953
１株当たり純資産 (円)	2,767.07	3,011.39	3,211.61	3,603.74

(注) 当社は、2023年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を実施したため、第170期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主な事業内容
天龍製鋸(中国)有限公司	1,000百万円	100%	チップソー等の製造加工・販売
TENRYU AMERICA, INC.	4,500千USドル	100%	チップソー等の販売
TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.	388百万バーツ	100%	チップソー等の製造加工・販売
TENRYU EUROPE GMBH	360千ユーロ	100%	チップソー等の販売
天龍製鋸(大連)有限公司	3,000百万円	100%	チップソー等の製造加工・販売
TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED	100百万ルピー	100%	チップソー等の販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(6) 主要な事業内容（2026年３月31日現在）

① 鋸・刃物類の製造、加工及び販売
② 製材・石材・鉄鋼・農業用等の機械器具の製造、加工及び販売

(7) 主要な営業所及び工場（2026年３月31日現在）

① 当社

本社工場：静岡県袋井市
東京支店：千葉県習志野市
大阪支店：大阪府東大阪市
秋田支店：秋田県秋田市
北陸営業所：富山県富山市
大牟田工場：福岡県大牟田市

② 子会社

天龍製鋸(中国)有限公司：中華人民共和国河北省廊坊市
TENRYU AMERICA, INC.：アメリカ合衆国ケンタッキー州ヘブロン市
TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.：タイ王国ラヨーン県プルワックデーン郡
TENRYU EUROPE GMBH：ドイツ連邦共和国バーデン・ヴュルテンベルク州アーレン市
天龍製鋸(大連)有限公司：中華人民共和国遼寧省大連市
TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED：インド共和国ハリヤナ州グルグラム区

(8) 従業員の状況（2026年３月31日現在）

① 企業集団

セグメント	従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
日本	200	1
中国	520	△9
アジア	219	△7
アメリカ	9	△1
ヨーロッパ	5	△1
合計	953	△17

（注）１．上記従業員数には、出向者及びパートタイマーは含まれておりません。
２．当連結会計年度より区分をセグメント別に変更して記載しております。

② 当社

従業員数（名）	前期末比増減（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）
200	1	42.2	18.4

（注）上記従業員数には、出向者及びパートタイマーは含まれておりません。

(9) 主要な借入先の状況（2026年３月31日現在）

該当事項はありません。

2．会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項（2026年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　44,590,536株
② 発行済株式の総数　8,931,830株（自己株式2,215,804株を除く）
③ 株主数　2,026名
④ 上位10名の株主の状況

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
天龍製鋸社員持株会	657	7.37
株式会社静岡銀行	445	4.98
遠鉄タクシー株式会社	398	4.46
高村博昭	186	2.08
鈴木良策	184	2.06
株式会社河合楽器製作所	180	2.02
皆川源	170	1.90
株式会社あいち銀行	157	1.77
上田八木短資株式会社	138	1.55
浜松磐田信用金庫	134	1.50

（注）1．当社は、自己株式2,215,804株を保有しておりますが、上記の上位10名の株主の状況から除いております。
2．高村博昭氏は、2025年11月17日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。
3．鈴木良策氏は、2025年12月２日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。
4．持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

⑤　当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区　　分	株式数（株）	交付対象者数（名）
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	8,500	4
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	―	―
監査等委員である取締役	―	―

（注）当社の株式報酬の内容につきましては、当事業報告の「2.会社の状況に関する事項(3)会社役員に関する事項⑤取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

⑥　その他株式に関する重要な事項

イ．自己株式の取得

当社は、2025年７月３日開催の取締役会において、会社法第165条第３項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しております。

取得対象株式の種類　：　当社普通株式
取得した株式の総数　：　165,000株
取　得　価　額　：　313,665,000円
取　　得　　日　：　2025年７月４日

ロ．自己株式の処分

当社は、2025年７月11日開催の取締役会において、自己株式を処分することを決議し、以下のとおり実施しております。

処分した株式の種類　：　当社普通株式
処分した株式の総数　：　12,300株
処　分　価　額　：　23,739,000円
処分の目的　：　譲渡制限付株式報酬
処　　分　　日　：　2025年８月８日

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の氏名等（2026年３月31日現在）

氏名	地位	担当	重要な兼職の状況
大石 高彰（おおいし たかあき）	代表取締役社長		天龍製鋸（中国）有限公司董事長 天龍製鋸（大連）有限公司董事長 TENRYU EUROPE GMBH代表 TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED代表
鈴木 達志（すずき たつし）	常務取締役		TENRYU AMERICA, INC.プレジデント TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.代表
鈴木 真（すずき まこと）	取締役執行役員	開発技術部長	
李 澤仁（り たくじん）	取締役執行役員	中国担当	
塚原 俊弘（つかはら としひろ）	取締役執行役員	生産部長	
河島 多恵（かわしま たえ）	取締役		河島多恵法律事務所所長 株式会社エフ・シー・シー社外取締役監査等委員 パルステック工業株式会社社外監査役
鈴木 良典（すずき よしのり）	取締役（常勤監査等委員）		
大庭 晋一（おおば しんいち）	取締役（監査等委員）		税理士法人すばる代表社員
大池 源之（おおいけ もとゆき）	取締役（監査等委員）		大池源之公認会計士事務所所長 大池源之税理士事務所所長

（注）１．当社は2025年６月26日開催の第172期定時株主総会の決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。これに伴い、常勤監査役鈴木良典氏、監査役大庭晋一氏及び大池源之氏は任期満了により監査役を退任し、それぞれ取締役（監査等委員）に就任いたしました。

２．取締役河島多恵氏、取締役（監査等委員）大庭晋一氏、取締役（監査等委員）大池源之氏は、社外取締役であります。

３．取締役（監査等委員）大庭晋一氏及び大池源之氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

・取締役（監査等委員）大庭晋一氏は、税理士資格を有しております。

・取締役（監査等委員）大池源之氏は、公認会計士及び税理士資格を有しております。

４．取締役鈴木良典氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の実情を十分に把握している者が、重要な会議への出席や日常的な情報収集、執行部門からの定期的な報告の受領、さらには内部監査部門との密接な連携を通じて得た情報を監査等委員会全体で共有することにより、監査等委員会の監査・監督機能の実効性を高めるためであります。

5．当事業年度中の取締役の異動及び地位、担当の異動は以下のとおりであります。
(1)鈴木達志氏が2025年６月26日付で常務取締役営業担当から常務取締役に就任いたしました。
(2)鈴木真氏が2025年６月26日付で取締役開発技術部長から取締役執行役員開発技術部長に就任いたしました。
(3)李澤仁氏が2025年６月26日付で取締役中国担当から取締役執行役員中国担当に就任いたしました。
(4)塚原俊弘氏が2025年６月26日付で取締役生産部長から取締役執行役員生産部長に就任いたしました。
(5)堀内敏晴氏が2025年６月26日をもって任期満了により取締役経営管理部長を退任いたしました。
(6)杉山明喜雄氏が2025年６月26日をもって任期満了により取締役を退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は杉山明喜雄公認会計士事務所所長及び杉山明喜雄税理士事務所所長でありました。
6．取締役河島多恵氏、取締役（監査等委員）大庭晋一氏、取締役（監査等委員）大池源之氏は、東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員であります。
7．当社は2025年６月26日付で執行役員制度を導入いたしました。取締役兼務者以外の執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	担当又は主な役職
袴田（はかまだ）　幸弘（ゆきひろ）	経営管理部長
村越（むらこし）　大蔵（だいぞう）	営業一部長
太田（おおた）　昌志（まさし）	営業二部長
飯田（いいだ）　圭司（けいじ）	海外電動担当

② 責任限定契約の内容の概要
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び各監査等委員である取締役との間で責任限定契約は、現在のところ締結しておりません。

③ 補償契約の内容の概要等
取締役との間で補償契約は、現在のところ締結しておりません。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び国外子会社の会社法上の役員（取締役、監査役）、執行役員、当社の取締役会決議により会社法上の「重要な使用人」として選任された管理職従業員（執行役員を除く)等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約により被保険者の会社役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が塡補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った被保険者自身の損害等の場合には塡補の対象としないこととしております。

⑤　取締役及び監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2025年７月11日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

ａ．基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は役位別固定報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬から構成されております。固定報酬と業績連動報酬の決定方法は、総額の限度額を株主総会の決議により決定したうえで、取締役会が指名・報酬委員会へ諮問し、その答申を受けたうえで、代表取締役社長大石高彰が取締役会から委任を受けて、限度額の範囲内で個別の報酬額を決定します。個別の報酬額については、固定報酬は、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役位や職責、執行の状況、従業員の給与水準等を総合的に勘案し、業績連動報酬は、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して各事業年度における営業利益の目標値に対する達成度合いに基づいて勘案しております。譲渡制限付株式報酬の決定方法は、総枠を株主総会の決議により決定したうえで、取締役会が指名・報酬委員会へ諮問し、その答申を受けたうえで、個別の報酬を決定します。決定にあたっては、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対してその役位や職責、執行の状況等を総合的に勘案します。

当社の社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、高い客観性・独立性をもって経営を監督及び助言する立場に鑑み、固定報酬のみで構成されております。

当社の取締役の報酬の限度額は2025年６月26日開催の第172期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は年額180百万円以内（うち社外取締役分は15百万円以内）及びこれと別枠にて取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬（普通株式又は普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権）として年額50百万円以内（ただし、発行又は処分される当社の普通株式の数は20,000株以内とする。）とし、監査等委員である取締役は年額45百万円以内と決議されております。なお、第172期定時株主総会終結時点での取締役（監査等委員である取締役を除く。）は６名（うち社外取締役１名）、監査等委員である取締役は３名であります。

監査等委員会設置会社に移行する前の当社の役員報酬の限度額は、1991年６月27日開催の第138期定時株主総会において、取締役は年額180百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役は年額45百万円以内と決議されております。なお、第138期定時株主総会終結時点での取締役は８名、監査役は２名であります。

b．報酬等の割合に関する方針

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）については、金銭報酬である固定報酬と業績連動報酬等の割合は、65:35を目安としております。これとは別枠にて上記のとおり譲渡制限付株式報酬を支給いたします。社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、前述のとおり、固定報酬のみを支給いたします。

c．報酬等の決定の委任に関する事項

固定報酬及び業績連動報酬の個人別の具体的な種類別の報酬割合及び報酬額については、限度額の範囲内において取締役会が指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けたうえで、代表取締役社長大石高彰に委任するものとします。

これらの権限を代表取締役社長大石高彰に委任した理由は、当社を取り巻く環境、当社の経営状況等を当社において最も熟知しており、総合的な視点から取締役の報酬額を決定できるとともに、機動的な報酬額の決定に資すると判断したためです。

d．非金銭報酬に関する事項

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、取締役を兼務しない執行役員並びに相談役及び顧問に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、2025年６月26日開催の第172期定時株主総会の決議に基づき、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

譲渡制限付株式報酬制度により支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）は、取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものとします。なお、譲渡制限付株式報酬制度に基づき取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年20,000株以内とします。

また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）、取締役を兼務しない執行役員並びに相談役及び顧問のうち日本国非居住者に対しては、譲渡制限付株式報酬の代替として、譲渡制限付株式報酬制度に準じた当社株価等に連動した金銭報酬であるファントムストックを支給します。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区　分	報酬等の総額(千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬等	ファントムストック	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	114,623 (4,827)	66,787 (4,827)	33,360 (—)	2,172 (—)	12,304 (—)	8 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16,065 (5,652)	16,065 (5,652)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)
監査役 （うち社外監査役）	5,355 (1,884)	5,355 (1,884)	— (—)	— (—)	— (—)	3 (2)
合計 （うち社外役員）	136,043 (12,363)	88,207 (12,363)	33,360 (—)	2,172 (—)	12,304 (—)	14 (6)

（注）1．上表には2025年６月26日開催の第172期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名（うち社外取締役１名）及び監査役３名（うち社外監査役２名）を含めております。なお、当社は、2025年６月26日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

2．国内非居住の取締役１名に対して、譲渡制限付株式の代わりに、ファントムストックを金銭報酬の報酬枠の範囲内で支給しております。

3．非金銭報酬等は譲渡制限付株式であり、非金銭報酬等の額は当事業年度における費用計上額を記載しております。

4．上表のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額31,623千円を支払っております。

⑥　社外役員に関する事項

イ．重要な兼職先と当社の関係

社外取締役河島多恵氏、社外取締役（監査等委員）大庭晋一氏及び大池源之氏の兼職先とは、特別な関係はありません。

ロ．主な活動状況

社外取締役河島多恵氏は、当事業年度に開催された取締役会の14回全てに出席し、弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、客観的・専門的な助言を行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会４回全てに出席するとともに、そのうち１回は委員長として参加し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者等の選定や取締役等の報酬の決定過程における監督機能を担っております。

社外取締役（監査等委員）大庭晋一氏は、当事業年度に開催された取締役会の14回のうち、監査役として３回、監査等委員として11回出席しました。また、監査役会には４回全て、監査等委員会には10回全てに出席しました。同氏は税理士として財務及び会計に精通しており、専門的な見地から、客観的に当社の経営監視の独立性及び中立性を高める立場として、発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会４回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者等の選定や取締役等の報酬の決定過程における監督機能を担っております。

社外取締役（監査等委員）大池源之氏は、当事業年度に開催された取締役会の14回のうち、監査役として３回、監査等委員として11回出席しました。また、監査役会には４回全て、監査等委員会には10回全てに出席しました。同氏は公認会計士及び税理士として財務及び会計に精通しており、専門的な見地から、客観的に当社の経営監視の独立性及び中立性を高める立場として、発言を行っております。また、指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会４回全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の取締役候補者等の選定や取締役等の報酬の決定過程における監督機能を担っております。

(4) 会計監査人に関する事項

① 名称　　ときわ監査法人

② 報酬等の額

イ．当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	27,305千円
ロ．当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,305千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の法令違反、または会計監査人への信頼を失わせる重大事由が発生したと認められる場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3．会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社の「業務の適正を確保するための体制」の概要は、下記のとおりです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び全従業者の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、天龍製鋸グループの「企業行動規範」の周知徹底を通じ、コンプライアンス意識の向上を図る。

また、法令等に違反する行為などに関する内部通報への適切な仕組みを定めることにより、法令等違反行為の未然防止、早期発見及び是正を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報に関しては、取締役会議事録、内部統制資料、経営会議議事録、全管理職会議資料、稟議決裁書等を作成・保存し、文書取扱規程の定めに従い適切に管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻くリスクを特定したうえで、適切なリスク対応の検討と管理体制の整備を進める。

また、内部監査室にて業務に関するリスク情報を集約し、必要に応じ危機管理の対策を講じるとともに、全従業者への周知を図る体制の整備を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務権限、会議の付議基準を明確にするとともに、意思決定の妥当性を高めるためのプロセスなど、会議の運用体制を整備する。

また毎月１回の、経営に関する重要な事項の審議・業務執行の状況等の報告を行う定例の取締役会及び必要に応じた随時の取締役会を開催し、意思決定の迅速化を図る。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

海外統括部が関係会社管理規程に基づき関係会社を管理し、経営等に関する資料及び重要な情報の収集・整理を行う。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスクを特定したうえで、適切なリスク対応の検討と管理体制の整備を進める。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、海外統括部による業務執行管理及び内部監査室による業務監査などを通じ、業務効率化の助言・指導を行う。

ニ．子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ社会的責任及び企業倫理を果たすために、天龍製鋸グループの「企業行動規範」の周知徹底を通じ、コンプライアンス意識の向上を図る。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室に専任者を配置し、必要に応じ監査等委員会の職務を補助する。

また、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び指示の実効性の確保を図る。

⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人等からの監査等委員会への報告又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、常時監査等委員会に報告を行う。

ロ．監査等委員は、全管理職会議その他の重要な会議に出席し、職務執行状況などの重要な事項の報告を受けるとともに、重要な決議書類等の閲覧、財産状況等の調査を行うことができる体制とする。また、これらの会議及び会計監査人との意見交換などにおいて、監査結果とそれらの指導事項並びにその改善状況などの開示を行い、監査等委員会監査の実効性の確保を図る。

⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないものとする。

⑨ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について生じる費用等の請求をした場合、当該請求が監査等委員会の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。

⑩　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、外部専門機関との連携を強化しつつ、反社会的勢力及び団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないとする方針を堅持する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2025年６月26日付で監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき体制の構築と運用が確実に行われるよう努めるとともに、内部監査室による運用状況のモニタリングを実施し、不備・指摘事項などについては取締役及び監査等委員会に直接報告の上、改善への取り組みを図っております。

また、財務報告に係る内部統制の整備・運用体制も活用し、全社的な状況把握と業務の適正化に努めております。

４．株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかし、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者の属性、大量買付の目的、買収者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の買収者の情報も把握した上で、買付が当社の企業価値や株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社は企業価値の最大化を実現するため、海外への販売を強化するための取組みを行っております。中国、北米、欧州、タイ、インド、メキシコ等へ事業展開を行っております。

世界中のお客様より信頼され期待される品質の維持・向上を目指しており、高性能鋸製造機械や表面処理用設備の導入などを行っております。今後も最新の鋸製造設備の導入や生産システムの構築に投資してまいります。

当社は、これらの取組みを基礎とし、鋸・刃物のパイオニアとして先進技術の開発を進めると同時に、生産拠点として国内に２ヶ所、中国に２ヶ所、タイに１ヶ所の合計５つの工場を有し、各拠点の特性に応じ、より効率的な生産体制を構築するため、世界基準を考慮した製品の集約化、デジタル技術を活用した自動化の推進や生産能力の増強を図り、更なる生産コストの削減、納期短縮及び品質向上に取り組んでまいります。

当社はこれらに加えて、M＆Aや業務・資本提携も視野に入れつつ、さらに企業価値を向上させる諸施策を実施してまいります。

さらに、当社は、「感謝の心をもって、従業員の幸せと株主の幸せを追求し、社会の幸せに結びつけます」の経営理念に基づき、企業活動を通じて社会に貢献し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。そのため、当社では、コーポレート・ガバナンスの強化及び充実を重要課題と位置づけ、経営の健全性、透明性、効率性の確保を追求しております。

具体的には、独立性のある社外取締役を選任して透明性のある経営を実現するとともに、社外取締役２名を含む監査等委員会が取締役の業務執行を監視し、経営監視機能を高めております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プラン）の内容の概要

① 本プランの目的

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案したり、あるいは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者等が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続に従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に、当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。

当社は、本プランにおける対抗措置の発動の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した当社社外取締役のみから構成される独立委員会の客観的な判断を経るものとしております。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な所定の情報を提供するものとされ、また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買収者の買付等の内容に対する意見や代替案等の情報を提供するよう要求することができます。

独立委員会は、買収者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買収である場合などで、かつ新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対し、対抗措置として、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てるべきことを勧告します。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する決議を行います。また、当社取締役会は、これに加えて、本プランに従い新株予約権の無償割当てを実施する場合には、原則として、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施等に関する株主の意思を確認することといたします。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、2025年６月26日開催の当社第172期事業年度に係る定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなっております。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の国際的な競争力を強化するための取組み及びコーポレート・ガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株券等に対する買付等が行われた際に、当社の企業価値・株主共同の利益を確保することを目的として導入されるものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランについては、「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則の要件を完全に充足していること、当社第172期事業年度に係る定時株主総会において株主の皆様の承認を得ていること、及び一定の場合に本プランの発動の是非について原則として株主意思確認総会において株主意思を確認することとしていること等株主意思を重視するものであること、独立性を有する社外取締役のみによって構成される独立委員会が設置され、本プランの発動に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等の助言を受けることができるとされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

（注）当社は、2022年５月13日開催の当社取締役会及び同年６月28日開催の当社第169期事業年度に係る定時株主総会の決議に基づき更新した当社株式の大量取得行為に関する対応策の有効期間が2025年６月26日開催の当社第172期事業年度に係る定時株主総会終結の時までとされていたことから、2025年５月13日開催の当社取締役会及び同年６月26日開催の当社第172期事業年度に係る定時株主総会の決議に基づき、旧プランを更新しております。

５．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当方針につきましては、2024年度から開始した中期経営計画（2024年度～2026年度）において、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、株主還元の強化を掲げております。これに伴い、利益配分の基本方針を「連結配当性向50％以上（従来30％以上）」とすることといたしました。なお、配当額につきましては、その時々の投資計画、資金調達の状況、自己株式取得の予定等を総合的に勘案のうえ決定いたします。

また、当社は、剰余金の配当等、会社法第459条第１項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に規定しております。

内部留保につきましては、将来の事業成長を長期的に維持するための設備投資等に活用し、収益性の向上を通じて、長期的かつ総合的な観点から株主の皆様の利益確保に努めてまいります。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率その他については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（2026年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**20,377,458**	**流動負債**	**1,456,130**
現金及び預金	9,130,472	支払手形及び買掛金	355,741
受取手形	420,757	未払法人税等	220,395
売掛金	1,971,065	賞与引当金	229,617
有価証券	3,098,420	その他	650,375
商品及び製品	2,944,187	**固定負債**	**2,346,373**
仕掛品	815,542	繰延税金負債	2,292,843
原材料及び貯蔵品	1,828,674	退職給付に係る負債	25,432
その他	265,164	長期未払金	1,090
貸倒引当金	△96,827	その他	27,008
固定資産	**22,518,114**	**負債合計**	**3,802,504**
有形固定資産	**9,076,852**	**純資産の部**	
建物及び構築物	2,039,495	**株主資本**	**29,742,848**
機械装置及び運搬具	4,121,793	**資本金**	**581,335**
土地	2,528,644	**資本剰余金**	**562,058**
建設仮勘定	186,202	**利益剰余金**	**31,198,954**
その他	200,716	**自己株式**	**△2,599,499**
無形固定資産	**59,167**	**その他の包括利益累計額**	**9,350,219**
投資その他の資産	**13,382,094**	その他有価証券評価差額金	4,181,270
投資有価証券	12,391,731	為替換算調整勘定	4,935,905
出資金	370	退職給付に係る調整累計額	233,043
長期前払費用	36,254	**純資産合計**	**39,093,068**
退職給付に係る資産	664,342		
その他	301,897		
貸倒引当金	△12,499		
資産合計	**42,895,572**	**負債純資産合計**	**42,895,572**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**13,475,179**
売上原価		**8,885,027**
売上総利益		**4,590,151**
販売費及び一般管理費		**2,855,122**
営業利益		**1,735,029**
営業外収益		
受取利息	134,571	
受取配当金	229,227	
為替差益	20,427	
その他	73,734	457,962
営業外費用		
支払利息	401	
リース解約損	1,606	
その他	657	2,664
経常利益		**2,190,327**
特別利益		
固定資産売却益	89	
関係会社清算益	5,285	5,374
特別損失		
固定資産売却損	2,101	
固定資産除却損	19,069	
システム障害対応費用	17,456	38,626
税金等調整前当期純利益		**2,157,074**
法人税、住民税及び事業税	762,859	
法人税等調整額	△122,503	640,355
当期純利益		**1,516,718**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,516,718**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	**581,335**	**552,747**	**30,427,167**	**△2,300,262**	**29,260,987**
当期変動額					
剰余金の配当			△744,931		△744,931
親会社株主に帰属する当期純利益			1,516,718		1,516,718
自己株式の取得				△313,665	△313,665
株式報酬取引		9,311		14,427	23,739
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	**—**	**9,311**	**771,787**	**△299,237**	**481,861**
当期末残高	**581,335**	**562,058**	**31,198,954**	**△2,599,499**	**29,742,848**

（単位：千円）

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	**2,871,930**	**4,486,932**	**147,873**	**7,506,737**	**36,767,724**
当期変動額					
剰余金の配当					△744,931
親会社株主に帰属する当期純利益					1,516,718
自己株式の取得					△313,665
株式報酬取引					23,739
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,309,339	448,972	85,169	1,843,482	1,843,482
当期変動額合計	**1,309,339**	**448,972**	**85,169**	**1,843,482**	**2,325,343**
当期末残高	**4,181,270**	**4,935,905**	**233,043**	**9,350,219**	**39,093,068**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数……６社

連結子会社の名称……天龍製鋸（中国）有限公司
TENRYU AMERICA, INC.
TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.
TENRYU EUROPE GMBH
天龍製鋸（大連）有限公司
TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称……TENRYU SAW DE MEXICO, S.A. DE C.V.
なお、前連結会計年度において非連結子会社でありました龍蓮工具（大連）有限公司は、当連結会計年度において清算結了しております。

連結の範囲から除いた理由……非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため連結の範囲から除いております。

2．持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社（TENRYU SAW DE MEXICO, S.A. DE C.V.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社６社のうちTENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITEDを除く５社の決算日は、12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITEDの決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・原材料・仕掛品……主に総平均法

商品……主に移動平均法

貯蔵品……主に最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……主として定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物　8～47年

機械装置及び運搬具　4～10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。
ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの収益は、主に鋸・刃物類の製造等による販売であり、顧客との契約に基づき製品等を引き渡す履行義務を負っております。原則として顧客が製品等を検収した時点において、支配が顧客に移転して履行義務が充足されたとし収益を認識しております。ただし、国内においては出荷時から顧客の検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出取引の場合には、貿易条件等に基づき、製品等を船積した時点で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「リース解約損」（前連結会計年度は、17千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記しております。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　16,022,317千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　11,147,634株

2．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日定時株主総会	普通株式	744,931	82.00	2025年3月31日	2025年6月27日

3．当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2026年６月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額	759,205千円
② １株当たり配当額	85.00円
③ 基準日	2026年３月31日
④ 効力発生日	2026年６月29日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について安全性の高い金融商品で運用しており、投機的な取引は行わない方針です。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、営業業務管理規程に沿った与信管理を通じ、リスクの低減を図っております。有価証券及び投資有価証券は主に株式・社債であり、時価・信用格付等の把握を通じ、リスクの低減を図っております。支払手形及び買掛金は常時資金繰りを把握し、流動性リスクの管理をしております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2026年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額721,841千円）は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	14,768,310	14,768,310	―

3．金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,773,478	—	—	8,773,478
国債・地方債等	—	331,949	—	331,949
社債	—	3,061,831	—	3,061,831
その他	—	2,601,050	—	2,601,050

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、地方債及び社債等は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、当社が保有している地方債及び社債等は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	日本	中国	アジア	アメリカ	ヨーロッパ	
鋸・刃物類	8,247,910	1,591,512	878,532	1,587,644	698,626	13,004,226
その他	297,673	59,502	76,413	22,805	—	456,394
顧客との契約から生じる収益	8,545,583	1,651,015	954,946	1,610,449	698,626	13,460,621
その他の収益	14,558	—	—	—	—	14,558
外部顧客への売上高	8,560,142	1,651,015	954,946	1,610,449	698,626	13,475,179

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「４.会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額	4,376円83銭
２．１株当たり当期純利益	168円94銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（2026年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**11,539,228**	**流動負債**	**1,286,138**
現金及び預金	3,417,850	支払手形	52,881
受取手形	384,298	買掛金	561,739
売掛金	2,251,334	未払費用	211,311
有価証券	3,098,420	未払法人税等	172,650
商品及び製品	1,283,188	賞与引当金	223,188
仕掛品	273,093	その他	64,368
原材料及び貯蔵品	773,639	**固定負債**	**2,220,606**
その他	58,435	繰延税金負債	2,186,076
貸倒引当金	△1,032	退職給付引当金	6,432
固定資産	**24,155,470**	その他	28,098
有形固定資産	**5,263,618**	**負債合計**	**3,506,745**
建物	1,099,010	**純資産の部**	
構築物	143,383	**株主資本**	**28,006,683**
機械及び装置	1,425,797	**資本金**	**581,335**
車両運搬具	5,345	**資本剰余金**	**562,058**
工具、器具及び備品	48,883	資本準備金	552,747
土地	2,357,456	その他資本剰余金	9,311
建設仮勘定	183,741	**利益剰余金**	**29,462,789**
無形固定資産	**51,675**	利益準備金	148,863
投資その他の資産	**18,840,176**	その他利益剰余金	29,313,926
投資有価証券	12,233,916	土地圧縮積立金	817,413
関係会社株式	1,941,116	建物圧縮積立金	62,652
関係会社出資金	4,140,410	別途積立金	2,000,000
その他	547,793	繰越利益剰余金	26,433,860
貸倒引当金	△23,059	**自己株式**	**△2,599,499**
		評価・換算差額等	**4,181,270**
		その他有価証券評価差額金	4,181,270
		純資産合計	**32,187,953**
資産合計	**35,694,698**	**負債純資産合計**	**35,694,698**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**10,779,042**
売上原価		**8,439,582**
売上総利益		**2,339,460**
販売費及び一般管理費		**1,719,494**
営業利益		**619,966**
営業外収益		
受取利息	5,698	
有価証券利息	27,401	
受取配当金	2,339,938	
為替差益	167,088	
その他	51,525	2,591,652
営業外費用		
支払利息	391	
リース解約損	1,606	
その他	155	2,152
経常利益		**3,209,466**
特別利益		
固定資産売却益	20,821	
関係会社清算益	5,285	26,106
特別損失		
固定資産除却損	5,851	5,851
税引前当期純利益		**3,229,721**
法人税、住民税及び事業税	493,610	
法人税等調整額	△1,425	492,185
当期純利益		**2,737,536**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	**581,335**	**552,747**	**—**	**552,747**	**148,863**
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
建物圧縮積立金の取崩					
自己株式の取得					
株式報酬取引			9,311	9,311	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	**—**	**—**	**9,311**	**9,311**	**—**
当期末残高	**581,335**	**552,747**	**9,311**	**562,058**	**148,863**

（単位：千円）

	株主資本				
	利益剰余金				
	その他利益剰余金				利益剰余金合計
	土地圧縮積立金	建物圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	**817,413**	**66,365**	**2,000,000**	**24,437,541**	**27,470,185**
当期変動額					
剰余金の配当				△744,931	△744,931
当期純利益				2,737,536	2,737,536
建物圧縮積立金の取崩		△3,713		3,713	—
自己株式の取得					
株式報酬取引					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
当期変動額合計	**—**	**△3,713**	**—**	**1,996,318**	**1,992,604**
当期末残高	**817,413**	**62,652**	**2,000,000**	**26,433,860**	**29,462,789**

(単位：千円)

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	**△2,300,262**	**26,304,004**	**2,871,930**	**29,175,935**
当期変動額				
剰余金の配当		△744,931		△744,931
当期純利益		2,737,536		2,737,536
建物圧縮積立金の取崩		—		—
自己株式の取得	△313,665	△313,665		△313,665
株式報酬取引	14,427	23,739		23,739
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			1,309,339	1,309,339
当期変動額合計	**△299,237**	**1,702,678**	**1,309,339**	**3,012,018**
当期末残高	**△2,599,499**	**28,006,683**	**4,181,270**	**32,187,953**

（注）金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

製品・原材料・仕掛品……総平均法

商品……移動平均法

貯蔵品……最終仕入原価法

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　8～47年

機械及び装置　10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対して支給する賞与の支払いに充てるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準を採用しております。
数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により発生の翌事業年度より費用処理しております。
未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

4．収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に鋸・刃物類の製造等による販売であり、顧客との契約に基づき製品等を引き渡す履行義務を負っております。原則として顧客が製品等を検収した時点において、支配が顧客に移転して履行義務が充足されたとし収益を認識しております。ただし、国内においては出荷時から顧客の検収時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出取引の場合には、貿易条件等に基づき、製品等を船積した時点で収益を認識しております。

表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「リース解約損」（前事業年度は、17千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しております。

貸借対照表に関する注記

1．有形固定資産の減価償却累計額	7,910,633千円
2．関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	1,185,403千円
関係会社に対する短期金銭債務	361,143千円

損益計算書に関する注記

1．関係会社との取引高

売上高	2,451,728千円
仕入高	4,316,954千円
営業取引以外の取引高	2,110,710千円

2．通常の売買目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額

売上原価	26,364千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	2,215,804株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	68,741千円
未払事業税	13,657千円
棚卸資産評価損	57,276千円
退職給付引当金	1,981千円
投資有価証券評価損	39,948千円
関係会社株式評価損	20,143千円
ゴルフ会員権評価損	10,038千円
その他	30,819千円
繰延税金資産小計	242,606千円
評価性引当額	△130,515千円
繰延税金資産合計	112,090千円
繰延税金負債	
建物圧縮積立金	27,885千円
土地圧縮積立金	363,820千円
その他有価証券評価差額金	1,805,568千円
その他	100,892千円
繰延税金負債合計	2,298,166千円
繰延税金負債の純額	2,186,076千円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権の所有（被所有）割合	関連当事者との関係
子会社	天龍製鋸（中国）有限公司	所有 直接 100%	役員の兼任
	TENRYU AMERICA, INC.	所有 直接 100%	役員の兼任
	TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接 100%	役員の兼任
	天龍製鋸（大連）有限公司	所有 直接 100%	役員の兼任

（単位：千円）

会社等の名称	取引内容	取引金額	科目	期末残高
天龍製鋸（中国）有限公司	商品等の購入	2,253,320	買掛金	176,031
TENRYU AMERICA, INC.	製品・商品の販売	967,048	売掛金	384,525
TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD.	商品等の購入	939,070	買掛金	84,140
天龍製鋸（大連）有限公司	商品等の購入	1,124,286	買掛金	97,596

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

製品・商品の価格については、市場価格及び総原価を勘案し、決定しております。

１株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　3,603円74銭

２．１株当たり当期純利益　304円92銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2026年５月25日

天龍製鋸株式会社
　取締役会　御中

ときわ監査法人
静岡県浜松市
代表社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　啓　市
代表社員 業務執行社員　公認会計士　豊　田　国　大

＜連結計算書類監査＞
監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、天龍製鋸株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、天龍製鋸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び閲覧に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2026年５月25日

天龍製鋸株式会社
　取締役会　御中

ときわ監査法人
静岡県浜松市
代表社員 業務執行社員　公認会計士　鈴　木　啓　市
代表社員 業務執行社員　公認会計士　豊　田　国　大

＜計算書類等監査＞
監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、天龍製鋸株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第173期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告書　謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第173期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

２．監査の結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

天龍製鋸株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　鈴　木　良　典　㊞

監査等委員　大　庭　晋　一　㊞

監査等委員　大　池　源　之　㊞

（注）１．監査等委員大庭晋一及び大池源之は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

２．当社は、2025年6月26日開催の第172期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2025年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

監査等委員会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第173期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下の通り報告いたします。

1．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。

② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ときわ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

天龍製鋸株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　鈴　木　良　典　㊞

監　査　等　委　員　大　庭　晋　一　㊞

監　査　等　委　員　大　池　源　之　㊞

（注）１．監査等委員大庭晋一及び大池源之は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

２．当社は、2025年6月26日開催の第172期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2025年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の配当金につきましては、2024年５月14日に公表した「配当方針の変更に関するお知らせ」のとおり「連結配当性向50％以上とすることを利益配分の基本方針といたしますが、その時々の投資計画・資金調達・自己株式取得予定等を総合的に勘案し、配当額を決定いたします。」との配当方針に基づき、諸要素を総合的に勘案した結果、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金85円　総額759,205,550円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2026年６月29日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（６名）は任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者の選任にあたりましては、指名・報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえたうえで決定しております。また、監査等委員会は、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会において適切な手続きを経て指名されていることを確認のうえ検討を行った結果、取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	大石高彰（おおいしたかあき） (1967年８月29日)	1990年４月　当社入社 2004年４月　同営業部営業三課長 2010年７月　同営業部次長兼営業三課長 2012年６月　同取締役営業二部長 2018年１月　同常務取締役一般・メタル部門担当兼営業二部長 2019年６月　同代表取締役社長(現任) 2021年１月　天龍製鋸(中国)有限公司董事長(現任) 2021年２月　天龍製鋸(大連)有限公司董事長(現任) 2021年７月　TENRYU EUROPE GMBH代表(現任) 2023年６月　TENRYU SAW INDIA PRIVATE LIMITED代表(現任)	28,900株
	［取締役候補者とした理由］ 2019年代表取締役社長に就任しております。経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督に十分な役割を果たしております。今後においても経営全般にわたる高い見識に基づき適切な経営判断が行われ、当社グループのさらなる発展に寄与するものと判断したためであります。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	鈴木達志(すずきたつし) (1965年6月21日)	1991年4月　当社入社 2002年12月　同営業部貿易課 2004年11月　TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD. 代表 2013年6月　当社取締役アジア担当 2015年7月　同取締役管理部長 2021年3月　同取締役海外統括部長 2024年6月　同常務取締役営業担当 TENRYU AMERICA, INC. プレジデント(現任) TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD. 代表(現任) 2025年6月　当社常務取締役(現任)	14,100株
	[取締役候補者とした理由] 2025年常務取締役に就任しております。海外統括部門の要職を経験し、豊富な知識と幅広い見識を有しております。これらの経験に加え、常務取締役の経験により、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断したためであります。		
3	鈴木真(すずきまこと) (1960年7月19日)	1983年4月　当社入社 2005年4月　同生産部課長 2009年5月　同生産部次長 2009年7月　同生産部長 2019年6月　同取締役生産部長 2023年6月　同取締役開発技術部長 2025年6月　同取締役執行役員開発技術部長(現任)	20,700株
	[取締役候補者とした理由] 2025年取締役執行役員開発技術部長に就任しております。「開発系設備計画」等に基づき本社工場及び大牟田工場の設備更新・導入や太陽光発電導入等の専任者も含め、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断したためであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況</th><th>所有する
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>李　澤　仁
(り　たく　じん)
(1963年４月19日)</td><td>1996年１月　当社入社
1997年２月　天龍製鋸(中国)有限公司出向
2013年５月　天龍製鋸(中国)有限公司総経理(現任)
2018年６月　天龍製鋸(大連)有限公司総経理(現任)
2020年６月　当社取締役中国担当
2025年６月　同取締役執行役員中国担当(現任)</td><td>11,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">［取締役候補者とした理由］
2025年取締役執行役員中国担当に就任しております。海外製造拠点２か所において工場の立ち上げ・運営に携わっております。当社事業における豊富な経験と実績を有しており、今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断したためであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td>塚原俊弘
(つか　はら　とし　ひろ)
(1967年７月２日)</td><td>2001年１月　当社入社
2007年４月　同営業部特販課長
2012年６月　同営業二部特販課長
2015年７月　TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD. 代表
2023年３月　当社生産部生産課課長
2023年６月　同取締役生産部長
2025年６月　同取締役執行役員生産部長(現任)</td><td>11,500株</td></tr>
<tr><td colspan="3">［取締役候補者とした理由］
TENRYU SAW (THAILAND) CO., LTD. 代表を経て、2025年取締役執行役員生産部長に就任しております。海外製造拠点において要職を経験し、取締役生産部長を務め、生産を中心に当社の業務及び経営に精通しております。今後においても経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督の役割を果たす適切な人材と判断したためであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6</td><td>河島多恵
(かわ　しま　た　え)
(1979年４月22日)</td><td>2007年９月　弁護士登録
大石康智法律事務所入所
2014年８月　河島多恵法律事務所所長(現任)
2022年６月　当社社外取締役(現任)
2024年６月　株式会社エフ・シー・シー社外取締役監査等委員(現任)
2025年６月　パルステック工業株式会社社外監査役(現任)</td><td>－株</td></tr>
<tr><td colspan="3">［社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要］
弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、その経歴を通じて培われた見識等により当社に対して客観的、専門的な助言、監督等を行うことができる人材と判断したためであります。また、同氏が再任された場合は、指名・報酬委員会の委員長として当社の取締役候補者の選定や取締役等の報酬の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</td></tr>
</table>

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．当社は、取締役を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者のすべての保険料を当社が全額負担しております。各候補者が選任され、就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。
３．河島多恵氏は社外取締役候補者であります。
４．当社は、河島多恵氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出しております。同氏が再任された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
５．河島多恵氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって４年となります。なお、会社法施行規則第74条に定める取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記を含め他に記載すべき事項はございません。

【ご参考】

第２号議案が承認可決された場合の取締役のスキルマトリックス

第２号議案が原案どおり承認可決された場合、当社が、取締役の有する知見・経験・能力に基づき、特に期待する分野は次のとおりであります。

取締役 氏　名	監査等 委員	社外	スキル・経験								
			経営	営業・ ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ	製造・ 技術	国際ﾋﾞｼﾞﾈｽ・ ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙ	財務 会計	企業 法務	ﾘｽｸ 管理	内部 統制	ｻｽﾃﾅﾋﾞﾘﾃｨ・ ESG
大石高彰			●	●					●	●	●
鈴木達志			●	●		●	●		●		●
鈴木　真			●		●						●
李　澤仁			●		●	●					●
塚原俊弘			●	●	●	●					●
河島多恵		○						●			
鈴木良典	○		●	●		●				●	●
大庭晋一	○	○					●			●	
大池源之	○	○					●			●	

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：〒437-0023　静岡県袋井市高尾1129-1
袋井新産業会館キラット　２階　あきはホール
電話：（０５３８）３１－２９６１

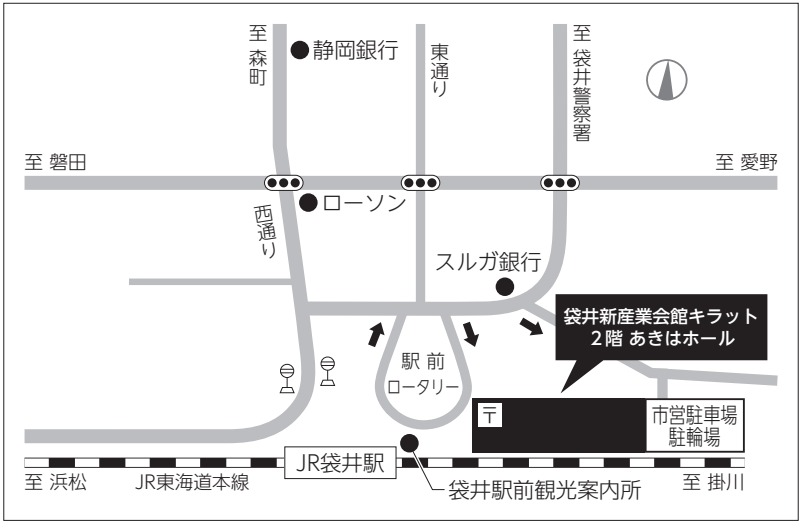

【交通機関】

JR袋井駅から　→　秋葉口（北口）　徒歩１分
国道１号線から　→　袋井警察署のある交差点を南へ車で３分

※会場周辺の駐車場には限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

スマートフォンで読み取ると、
株主総会会場までのナビゲーションが
ご利用いただけます。

UD FONT
VEGETABLE OIL INK
FSC ミックス 紙｜責任ある森林管理を支えています FSC® C013080